

東日本大震災で被災し、岐阜県内に避難等をされている皆様へ

平成24年2月1日時点

東日本大震災で被災された皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

総務省 岐阜行政評価事務所では、行政相談窓口を開設しており、被災者のみなさまからの「どのような支援策があるのか知りたい」、「どこに相談したらよいかわからない」などの各種相談をお受けしております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。ご相談に係る費用はかかりません。また、ご相談の秘密は守られます。

また、国、県、市町村等では、平成24年2月1日現在、次ページ以下の各種の支援措置が講じられています。なお、各種情報は更新される場合がありますので、ご注意ください。

◆来局による相談受付：平日 8：30～17：15

所在地：岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎 (2階)

総務省 岐阜行政評価事務所 (行政相談受付窓口)

電話：058-246-4411 (行政相談課)

◆電話による相談受付：平日 8：30～17：15

(注) 土・日・祝日・上記以外の時間帯は留守番電話で対応します。

おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおばん

(常設の行政相談専用電話(要通話料))

0570-090110

◆FAXによる相談受付：毎日

(常設の行政相談専用FAX(要通話料))

058-248-6755

◆インターネットによる相談受付：毎日

行政相談受付

検索

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html

◆行政相談委員が相談を受け付けています。

総務大臣が地域の有識者を行政相談委員として委嘱しており、同委員は、毎月等定例的に定例相談所や特設相談所を開設していますので、これらの相談所をご利用ください。詳しくは、岐阜行政評価事務所行政相談課 (TEL058-246-4411) へお問い合わせください。



※【赤字】は新たに追加した内容です。

国における震災関係（地方公共団体等へのリンクを含む。）

◆ 首相官邸災害対策ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/saigai/index.html>

岐阜県における震災関係総合相談窓口

◆ 岐阜県災害支援対策本部（〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL058-272-1034）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bosai-bohan/bosai/shizensaigai/shinsai/higashinihon.html>

被災等地域（一部都道府県）における震災関係ホームページ

◆ 北海道（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（大代表））

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sth/shien.htm>

◆ 青森県（〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1 電話番号 017-722-1111（大代表））

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>

◆ 岩手県（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 電話番号 019-651-3111（総合案内））

<http://sv032.office.pref.iwate.jp/~bousai/>

◆ 宮城県（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話番号 022-211-2111）

<http://www.pref.miyagi.jp/gyokei/gyokei-ser/consult/index.htm>

◆ 山形県（〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1 電話番号023-630-2211）

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/fukkou/fukkou.html>

◆ 福島県（〒960-8670 福島県福島市中町8-2 電話番号024-521-2101（福島県災害対策本部））

<http://wwwcms.pref.fukushima.jp/>（ホームページアドレス変更）

◆ 茨城県（〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 電話番号029-301-1111（代表））

<http://www.pref.ibaraki.jp/20110311eq/soudan.html>

◆ 栃木県（〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 電話番号028-623-2323（代表受付））

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kinkyu/jishin.html>

◆ 群馬県（〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 電話番号027-223-1111（代表））

<http://www.pref.gunma.jp/>

◆ 埼玉県（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話番号 048-824-2111（代表））

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/tohokukanto.html#sumai>

◆ 千葉県（〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話番号 043-223-2110（代表））

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/saigai/h23touhoku.html>

- ◆ 東京都（〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話番号03-5321-1111（代表））
http://www.bousai.metro.tokyo.jp/datasheet/d-shelter/taiheiyooki_h22.html

被災証明書（り災証明書）の発行

- ◆ 「被災証明書（り災証明書）」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請、損害保険の支払請求などに必要となる場合があります。
詳しくは、被災時にお住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。
※連絡先が分からない場合は、総務省岐阜行政評価事務所に連絡ください。（TEL：058-246-4411）

生活福祉資金貸付（緊急小口資金）の特例貸付

- ◆ 生活福祉資金のうち、緊急小口資金の貸付について、今回の災害で一時的に生活費等が必要となった世帯に対し、所得状況等にかかわらず貸付を行う特例措置が実施されております。（原則10万円以内。世帯員に死亡者がいるなどの場合は20万円以内）
- ◆ 特例貸付に関するホームページ（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016ab8.html>
- ◆ お住まいの市町村社会福祉協議会で申請できます。
- ◆ 詳しくは、市町村社会福祉協議会までお問い合わせください。

生活福祉資金貸付（生活復興支援資金）の特例貸付

- ◆ 今回の震災により被災した低所得世帯（被災したことによって低所得世帯となった場合も含む。）には、以下のような生活復興支援資金の貸付があります。
 - 一時生活支援費（当面の生活費）：月20万円以内（二人以上世帯）・月15万円以内（単身世帯）
 - 生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）：80万円以内
 - 住宅補修費（※）（住宅補修等に必要な費用）：250万円以内
- ※ 災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、原則として住宅補修費の貸付対象となりませんので、ご注意ください。
- ◆ お住まいの市町村社会福祉協議会で申請できます。
- ◆ 詳しくは、市町村社会福祉協議会までお問い合わせください。

被災者が居住するための空家情報

- ◆ お住まいをお探しの方に対して、公営住宅、民間賃貸住宅の情報を提供しています。お住まいを希望される地域の情報が提供されます。
- ◆ 詳しくは、国土交通省が設置した次の連絡先にお問い合わせください。
 - 被災者向け公営住宅等情報センター（TEL：0120-297-722 [平日 9時から18時]）
上記センターホームページ <http://www.sumaimachi-center-rengoukai.or.jp/saigai/>

原子力発電所事故に伴う健康についての相談

◆文部科学省「健康相談ホットライン」(0120-755-199 [9時から18時])

◆独立行政法人 放射線医学総合研究所「放射線被ばく電話相談窓口」

(043-290-4003[平日 9時から17時])

原子力損害の賠償全般に関する相談

◆ 今回の原子力発電所の事故に伴う賠償全般に係る相談窓口を設置しています。

【東京電力福島原子力補償相談室(コールセンター)】

電話番号 0120-926-404 受付 9:00~21:00

ホームページ <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

原子力損害の賠償請求書の記載等に関する相談

◆ 行政書士が被害者の方々からの損害賠償の請求・申立てに関して電話により情報提供を実施しています。

【原子力損害賠償支援機構】

電話番号 0120-01-3814 受付 10時~17時(土日祝日を含む。12月31日~1月2日を除く)

原子力損害賠償の紛争解決に関する仲介

◆ 被害者の申立てにより、弁護士の中継委員らが原子力損害の賠償に係る紛争について和解の中継手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指す。

【原子力損害賠償紛争解決センター】

電話番号 0120-377-155 受付 平日10時~17時

労働・雇用面の各種相談

◆ 今回の地震に係る労働・雇用面での各種相談に総合的に対応するために、岐阜労働局では、県内の労働基準監督署、ハローワークに労働相談窓口を設置しています。

【労働基準監督署(岐阜県内)】

岐阜	058-247-2368	大垣	0584-78-5184	高山	0577-32-1180	多治見	0572-22-6381
関	0575-22-3251	恵那	0573-26-2175	岐阜八幡	0575-65-2101		

【ハローワーク(岐阜県内)】

岐阜	058-247-3211	大垣	0584-73-8609	揖斐	0585-22-0149	多治見	0572-22-3381
高山	0577-32-1144	恵那	0573-26-1341	関	0575-22-3223	美濃加茂	0574-25-2178
岐阜八幡	0575-65-3108	中津川	0573-66-1337				

【岐阜労働局】

企画室	058-245-8124
-----	--------------

中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資及び返済相談

◆全国の日本政策金融公庫各支店において、窓口での特別相談を受け付けているほか、以下の電話相談も行っています。

電話相談（事業資金相談ダイヤル）		平日
		9時から19時
連絡先	小規模企業向けの小口資金（国民生活事業）	TEL 0120-154-505
	中小企業向けの長期事業資金（中小企業事業）	
	農林漁業や食品産業向けの事業資金（農林水産事業）	

登記に関する相談

◆津波などの被害により権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失された場合でも、不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分ができなくなるわけでもありません。

紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度がありますので、詳しくは、現在お住まいのお近くの法務局にお問い合わせください。

◆震災により所有する建物及び船舶、又は賃借権を有する建物及び船舶に被害を受けた方は、平成23年5月13日から、登記事項証明書等の交付請求（オンライン交付請求は除く。）に関する手数料を免除する特例が設けられました。期間は平成33年3月31日までです。ただし、被災代替建物とその敷地、被災代替船舶については、被災者等が被災代替建物、船舶の登記名義人となった日から1年間に限ります。

詳細は最寄りの法務局にお尋ねください。

◆【被災地の法務局の連絡先】

仙台法務局民事行政部不動産登記部門 022-225-5767

盛岡地方法務局登記部門 019-624-9852

福島地方法務局不動産登記部門 024-534-1111

◆【法務局（岐阜県内）】

岐 阜 (本局)	058-245-3181	関 出張所	0575-22-0978	八幡 支局	0575-67-1411	大垣 支局	0584-78-3347
美濃加茂 支局	0574-25-2400	多治見 支局	0572-22-1002	中津川 支局	0573-66-1554	高山 支局	0577-32-0915

ホームページ <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/saigai0002.html>

年金相談

◆年金手帳を紛失した、国民年金保険料の支払いが困難等の年金相談窓口を設置しています。

◆「ねんきんダイヤル」0570-05-1165（ナビダイヤル）（要通話料）

※ IP電話・PHSからは、03-6700-1165にお掛けください。

月～金曜日 [8時30分から17時15分]

第2土曜日 [9時30分から16時00分]

※ 月曜日（休日明けの初日）は19時まで延長。祝日、年末年始は休み

医療保険について

- ◆ 平成23年7月1日以降は、原則として保険医療を受ける際には、被保険者証等の提示が必要となります。被保険者証等を紛失等した患者の方は、加入している医療保険の保険者に連絡し、被保険者証等の再交付を申請してください。詳しくは、国民健康保険についてはお住まいの市町村、健康保険については保険証の発行元または全国健康保険協会岐阜支部（TEL058-255-5155（代））にお問い合わせください。

全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

国税の特別措置

- ◆ 1 災害により申告・納税等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。
- 2 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、納税の猶予を受けることができます。
- 3 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、①確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減税法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
- 4 災害により被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、災害等の生じた日の属する課税期間等について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は適用を受けることの必要なくなった場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること、又は適用をやめることができます（災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他の業務用の私産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用されます）。

【東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ】

【http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/zeimusho_jokyo.htm】

詳しい内容については、最寄りの税務署へご相談ください。

【税務署（岐阜県内）】

大 垣	0584-78-4101	岐阜北	058-262-6131	岐阜南	058-271-7111	関	0575-22-2233
高 山	0577-32-1020	多治見	0572-22-0101	中津川	0573-66-1202		

(注) 1 国税に関する一般的なご質問やご相談については、「電話相談センター」で集中的に受け付けております。

税務署にお掛けになった電話は、すべて自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

国税に関する一般的なご質問やご相談を希望される方は、最寄りの税務署にお掛けいただいた後、音声案内に従い「1」を選択してください。

国税の納付相談や税務署からの照会に関するお問い合わせをされる方は、所轄の税務署にお掛けいただき、音声案内に従い「2」を選択してください。

2 具体的な書類を確認したり事実関係をお聞きしなければ回答ができない個別のご相談を希望される方は、所轄の税務署に電話等で事前に相談日時等を予約（お名前・ご住所・ご相談の内容等をお伺いします。）していただいた上で、予約日に税務署へお出掛けください。

なお、国税の納付相談や確定申告期における申告書作成会場での申告相談につきましては、予約の必要はありません。

自動車運転免許証を紛失した場合

◆自動車運転免許証を紛失した場合は再交付ができます。

詳しくは、岐阜県警察本部運転免許課免許管理係（TEL:058-237-3376 内線：243）にお問い合わせください。

こころの健康に対する相談

◆震災に関するこころの悩みを電話相談でお受けしています。

◆岐阜県精神保健福祉センター

（TEL：058-273-1111 内線：2252、2253 [月から金、10時から16時（12時から13時は昼休み）]）

◆東日本大震災心の相談電話（日本臨床心理士会）

電話番号 0120-719-789 又は 03-3813-9960 受付 月火木金 19時～21時

被災者の生活再建支援

◆住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

住宅相談

◆被災した住宅を対象に、市町村において修繕方法や費用等に関する相談窓口を設置しています。

詳しくは、被災時にお住まいであった市区町村窓口又は県の窓口にお問い合わせください。

住宅の建設、補修等の融資

◆地震により自宅が被害を受けられた方に対して、被災住宅を復旧するための資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

被災者専用ダイヤル（TEL：0120-086-353[毎日（祝日・年末年始を除く）9時から17時]）

公共料金等に関する特別措置

◆電気料金について、早収期間・支払期限の延長、不使用月の電気料金の免除、工事費負担費の免除、臨時工事費の免除等を受けられる場合があります。

【問い合わせ先】東北電力コールセンター（☎0120-175-466[平日9時から20時。土曜日9時から17時（祝日・年末年始除く）]）

http://www.tohoku-epco.co.jp/news/normal/1182857_1049.html

- ◆電話料金について、設備故障や避難により電話が使用できなかった期間に係る基本料金が無料となる場合があります。また、被災により仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金が無料となる場合があります。

【問い合わせ先】NTT東日本 料金お問合せ受付センター

(☎0120-533-578[月から金(祝は除く) 9時から17時])

http://web116.jp/contact/pop_price.html

- ◆上記以外の公共料金等についても、特別措置が講じられる場合がありますので、各機関の窓口にお問い合わせください。

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

- ◆東日本大震災の影響により債務の返済ができなくなった個人の方、または、近い将来返済できなくなることが確実な個人の方のうち、ガイドラインの対象者は、その利用により、金融機関と、既存のお借入れについて弁済方法の変更や債務の減免などを、話し合うことができます。また、法的倒産手続による不利益を回避できます。

- ◆自己破産などの法的手続をとった場合には、一定の資格制限や個人信用情報の登録などが行われますが、本ガイドラインを利用して債務整理を行えばこのような不利益を回避できます。

【問合せ先】一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（受付時間は平日9:00～17:00）
個人版私的整理ガイドラインコールセンター（TEL：0120-380-883）又は、最寄のお取引金融機関
ホームページ <http://www.kgl.or.jp/>

郵便物・ゆうちょ銀行・かんぽ生命について

- ◆ゆうちょ銀行では、通帳・証書等や印章をなくした被災者の方に対する通常貯金等の払戻しを行っております。
 - ・なるべく本人を確認できるものを持参し、ゆうちょ銀行の窓口でご相談ください。
 - ・払戻しは残高の範囲で、一人一日20万円が限度です。
 - ・詳しくは、ゆうちょコールセンター（フリーダイヤルTEL：0120-108-420平日8:30～21:00、土日・祝日9:00～17:00）までお問い合わせください。
- ◆かんぽ生命保険では、今回の震災で被災された方について、災害による死亡保険金の全額支払（災害免責条項の適用除外）、保険料払込みの最長6か月の猶予、必要書類を一部省略する等による保険金の非常即時払、普通貸付金の非常即時払及び貸付利率の軽減等の支援策を実施しております。
 - ・詳しくは、かんぽコールセンター（フリーダイヤルTEL：0120-552-950平日9:00～21:00、土日・祝日9:00～17:00）までお問い合わせください。

法律相談

- ◆法テラスでは、震災によって起きた法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の紹介を無料で行っています。

「法テラスサポートダイヤル」0570-078374（ナビダイヤル）

※ IP電話・PHSからは、03-6745-5600にお掛けください。

月～金曜日 [9時から21時] 土曜日 [9時から17時]

◆東日本大震災電話相談(主催：法テラス、日本弁護士連合会等)

東日本大震災の被災者に対し、生活再建の一助となるべく支援を行うものとして、東京の弁護士会館に設置した電話にて弁護士による被災者を対象とした無料の電話相談を行っています。

(TEL：0120-366-556 受付期間：当面の間。 [平日のみ] 午前10時～午後3時)

◆東日本大震災岩手電話相談(主催：法テラス、岩手弁護士会)

東日本大震災により、被災された方のための、緊急の相談に対応することを目的とした無料の電話相談です。

(TEL：0120-755-745 月曜日から土曜日 [午後1時～午後4時])

◆日本弁護士連合会は、中小企業事業者の方の支援に取り組んでおり、全国の弁護士会で様々な法律相談に応じています。

お問い合わせ：ひまわりほっとダイヤル

0570-001-240 (ナビダイヤル) 受付期間：平成24年3月末まで

[月曜日から金曜日 10時から16時 正午から13時及び祝日を除く]

復旧・復興支援制度情報 (サイト案内)

◆国や地方自治体等が東日本大震災の復旧・復興のために整備している支援制度について、個人向け又は事業者向けに検索することができるサイトです (この窓口案内と重複している情報もあります)。

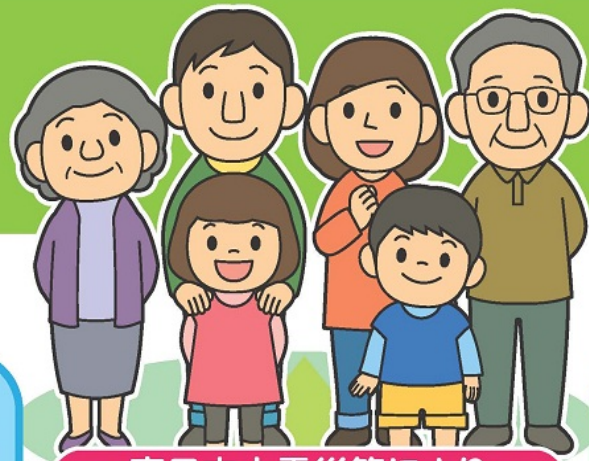
<http://www.r-assistance.go.jp/>

避難されている皆様へのお願い 避難先をお知らせください。

避難先の市区町村へ、ご自身の情報をご提供ください。
避難前にお住まいの県や市区町村から、
様々なお知らせをお届けできます。

全国の
市区町村にて
受付中

皆様に大切な
お知らせを
届けます。



提供して いただく情報

避難先市区町村へ情報提供

- 氏名 ●生年月日
- 性別
- 避難前の住所
- 避難先
(避難所、個人宅等)の情報

東日本大震災等により
避難されている皆様



避難されている皆様が 受けられる情報

- 税や保険料の減免、猶予、
期限延長等のお知らせ
- 見舞金等の各種給付のご連絡
- 国民健康保険証の再発行の
お知らせ

など

全国避難者 情報システム



避難先の市区町村



避難前にお住まいの市区町村

避難先の都道府県

市区町村から提供された情報をさら
に集約、整理して避難元の市区町村
と情報を共有します。



ご協力をお願いいたします。

個人宅等、避難所以外の場所に避難されている方々へもお知らせする必要があるため、お知り合いなどを通じて広くお伝えしていただくよう、ご協力ください。

【被災地関係道県分】

1 震災行政相談専用フリーダイヤル

- (1) 東北管区行政評価局：0120-511-556 (仙台市)
- (2) 岩手行政評価事務所：0120-711-815 (盛岡市)
- (3) 福島行政評価事務所：0120-815-681 (福島市)

2 期間・受付時間

- (1) 期 間：当分の間
※：土・日・祝日も受付
- (2) 受付時間：8:30～17:15 (東北管区局は17:30まで)
※：上記以外の時間は留守番電話で受付

3 相談の主な内容

行政による各種の支援措置、中小企業等復興のための融資制度、健康保険・年金福祉の証書等の紛失、税金の減免措置等の各種制度の案内など

【その他参考情報】

岐阜県内の「各種相談窓口ガイド」

http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu/madoguchi_guide.html

【連絡先】

総務省岐阜行政評価事務所 行政相談課
担 当：杉浦、石田
電 話：058-246-4411